



第2章

まちづくりの基本方針

1. 上位計画のまちづくり目標

(1) 鴻巣市総合振興計画（基本構想）

本市の総合的な行政の指針を定めた、鴻巣市総合振興計画の「基本構想」〔平成29（2017）年策定〕では、以下の基本理念、将来都市像を掲げており、各分野の施策はこの基本理念に沿って推進されています。

基本理念：

- すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり
- 「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり
- 河川や田園等豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、鴻巣市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。わたしたちは、これらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。シンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

将来都市像：

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

(2) 鴻巣市都市計画マスタープラン

平成21（2009）年に当初計画が策定され、令和4（2022）年に最終改訂された「鴻巣市都市計画マスタープラン」では、鴻巣市総合振興計画の「基本構想」の基本理念、将来都市像を共有し、まちづくりを進めていくこととしています。

2. 立地適正化計画のまちづくりの基本方針

(1) 都市の将来像

鴻巣市総合振興計画の「基本構想」、鴻巣市都市計画マスタープランがともに掲げてきた基本理念、将来都市像を継承し、第1章で整理した「2. 立地適正化計画で解決すべき課題」を解決するため、本計画の「都市の将来像」を以下のとおり定めます。

都市の将来像：

魅力ある拠点を中心に持続的に成長する都市 こうのす

少子高齢化により人口減少が進むなかにあっても、まちの顔となる拠点の魅力を高め、都市の持続的成長を目指します。

(2) 立地適正化計画のまちづくりの基本方針

「(1)都市の将来像」に掲げた、『魅力ある拠点を中心に持続的に成長する都市 こうのす』を実現するため、本計画のまちづくりの基本方針(ターゲット)を次のとおり定めます。

① 都市機能誘導による生活利便性向上

本計画で定める都市機能誘導区域においては、すべての市民が将来にわたって、必要な生活サービスを市内で充足できるよう、都市機能誘導を地区の特性に応じて適切に推進することで、まちの魅力の向上を目指します。

② 安全・快適な住宅市街地の形成

本計画では、市街化区域を基本として居住誘導区域を定め、区域内の良好な住環境の整備と維持、快適性の向上、土地の有効活用の促進等により、居住の誘導と人口密度の維持を図ることで生活サービスが持続的に提供されるコンパクトな市街地の形成を目指します。あわせて、防災・減災まちづくりに必要な「防災指針」を策定し、安全・快適な住宅市街地^{※18}の形成を誘導します。

③ 歩いて暮らせる市街地環境の形成

本計画では、将来にわたって子どもや高齢者などの交通弱者も移動しやすい社会を目指すため、都市機能が集約された拠点にアクセスしやすい、公共交通ネットワークを維持します。

あわせて、来訪者が集まる拠点周辺においては、人が歩いて回遊しやすい機能の配置、誰もが歩きやすい歩行空間のユニバーサルデザイン化、公共空間を活用した憩いの場の創出などにより、誰もが歩いて暮らせる、ウォーカブルなまちづくりを目指します。

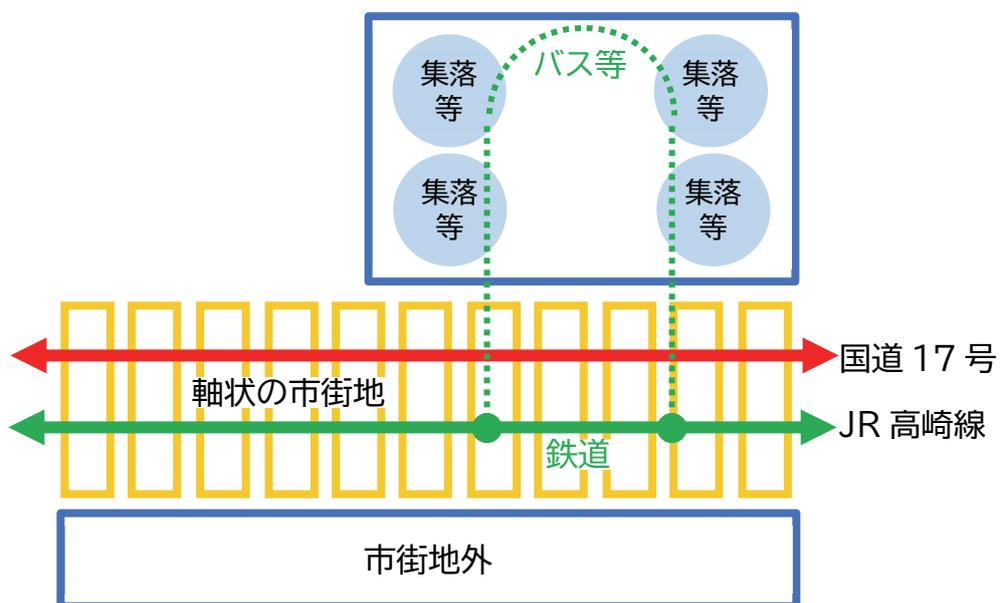
3. 目指すべき都市の骨格構造

(1) 基本的な都市構造

本市の都市構造は、国道17号と平行するJR高崎線に沿って形成された軸状の市街地と、この市街地の外側に展開する集落を環状に結ぶ構造となっています。

都市の持続性を確保するためには、集約型都市構造の構築とともに、各拠点への適切な機能配置と公共交通により、市内のどこからでも容易にアクセスできるようにすることが必要です。

■本市の都市構造の概念図



- a. 国道17号とJR高崎線に沿って軸状に市街地が展開している
- b. 軸状の市街地の外側に集落が展開しており、市街地と環状に結ばれている

(2) 目指すべき都市の骨格構造

都市の骨格を構成する拠点、軸を次のように配置します。

① 拠点

a. 文化・行政拠点

鴻巣市役所周辺を文化・行政拠点に位置づけ、機能の充実を図ります。

b. 中心拠点

鴻巣駅周辺を中心拠点に位置づけ、鴻巣市の商業・業務の中心としての機能の充実を図ります。

c. 副次拠点・地域拠点

吹上駅周辺を副次拠点、北鴻巣駅周辺を地域拠点に位置づけ、暮らしやすいまちの中心として、公共公益機能、商業機能等の充実を図ります。

d. 生活拠点

市街化調整区域において、主要な公共公益施設が立地する集落については、生活を支える機能を配置する生活拠点に位置づけます。

e. 交流拠点

規模の大きな公園や道の駅等は、交流の拠点としての機能充実を図ります。

f. 工業拠点

川里工業団地等を工業拠点として位置づけ、製造・流通機能の誘導を図ります。

② 軸

鴻巣市都市計画マスタープランの「将来の都市構造図」を基本に4つの軸を設定します。

a. 都市圏軸

本市と周辺都市や他都市圏と連絡するとともに、本市の市街地を支える骨格軸となる国道17号、熊谷バイパス、上尾道路を都市圏軸として位置づけます。

b. 地域連携軸

本市と周辺地域とを連絡する県道及び主要地方道等を、地域連携軸として位置づけます。

c. 主要な都市軸

国道17号とその周辺をラダー状に結ぶ都市計画道路等を、主要な都市軸として位置づけます。

d. 都市軸

市街地と生活拠点や交流拠点を結ぶ市道、県道等を、都市軸として位置づけます。

